

# 容量停止計画の調整について

2023年5月30日

容量市場の在り方等に関する検討会事務局※

※本検討会は、資源エネルギー庁と電力広域的運営推進機関の共同事務局により開催している。

1. はじめに
2. 2022年度の実施状況の振り返り
3. 2023年度の進め方について
  - 調整ステップのスケジュールの変更について
  - 調整不調電源の判定基準の変更について
  - 期間中の進め方の変更について  
(供給信頼度の公表タイミング、システム利用時間)
  - 支援ツールの提供 (容量停止計画作成の支援ツール)
4. 今後のスケジュール

- 昨年度は、2020年度メインオークション（対象実需給年度2024年度）で約定した電源を対象に、**2022年7月～12月に実需給2年度前の「容量停止計画の調整業務※」**を実施した。
- 容量停止計画の調整業務に関する問合せ等のご意見・ご要望や、事業者ヒアリングのご意見を踏まえつつ、**今年度を実施する容量停止計画の調整業務※<sup>1</sup>の運用**について検討を行った。
- 今年度の実施内容については、「**容量市場業務マニュアル 容量停止計画の調整業務編**（実需給年度の2年度前に行う容量停止計画の調整）（対象実需給年度：2025年度）」に反映し、意見募集（2023年5月17日～2023年5月31日）を現在実施している。
- 本日は、意見募集中の内容やスケジュールについてご報告する。

※1 2021年度メインオークション（対象実需給年度2025年度）で約定した電源において、定期補修等で電源が一定期間の出力停止や抑制を行う容量停止計画を対象として実施



## 2. 2022年度の実施状況の振り返り

### ①容量停止計画の調整業務の調整結果

- 広域機関から日々の**供給信頼度の確保状況等の情報を提供**し、容量提供事業者は、容量停止計画と対象ブロック※の必要な供給力を確認しながら、**停止時期の変更等の調整業務を実施**した。
- 段階を踏みながら調整業務を実施した結果、STEP3の終了時点において、**各ブロックのすべての月で計画停止量を考慮した供給力が充足**された。

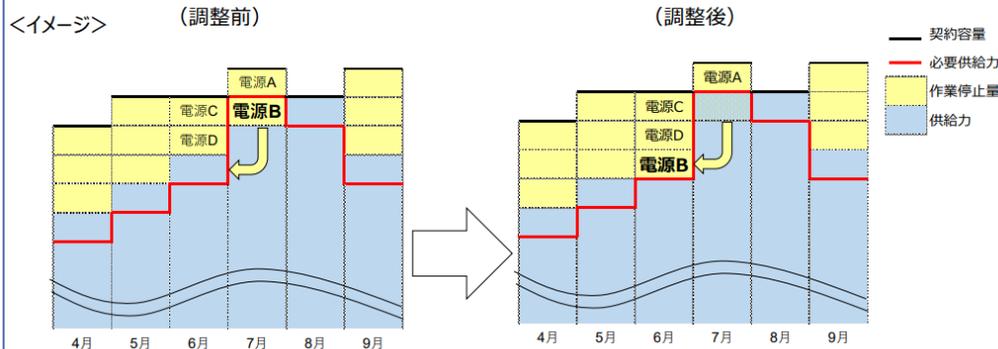
※ 2022年度はブロック1（九州エリア以外のエリア）とブロック2（九州エリア）を設定

第43回容量市場の在り方等に関する検討会資料より

### 2. 容量停止計画の調整業務の概要 (2) 調整業務の内容について

5

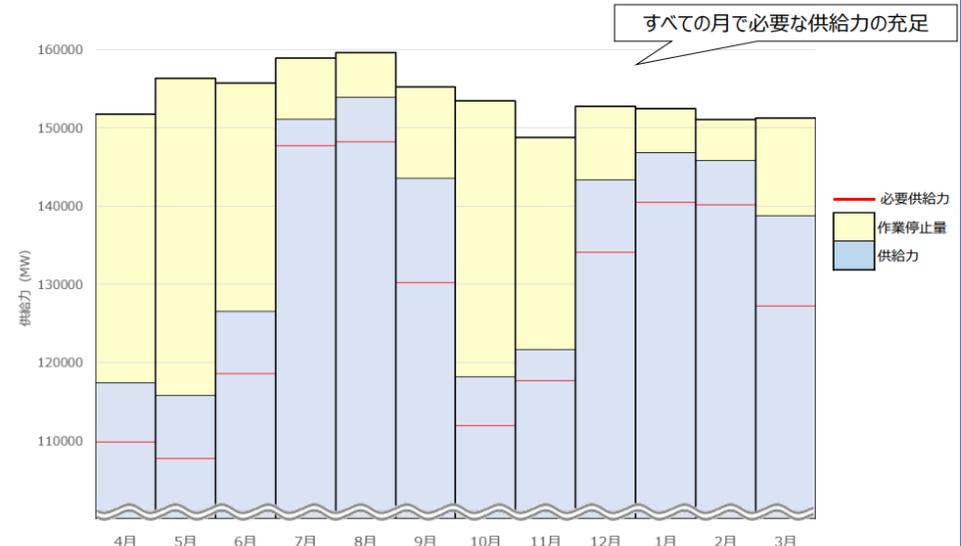
- 停止計画の時期の調整にあたり、**広域機関より日々の供給信頼度の確保状況等の情報提供**※1を行った。
  - 公表された情報をもとに、容量提供事業者は**容量停止計画と対象ブロック**※2の**必要な供給力の充足状況を確認**しながら、停止時期の変更などの調整業務※3を実施した。
- ※1 広域機関HPにおいて、「供給信頼度評価算定結果」を毎営業日の更新で提供  
※2 今回のブロックは、ブロック1（九州以外のエリア）、ブロック2（九州エリア）で設定  
※3 調整業務の実施結果にもとづき、容量確保契約金額の減額を算定



### 3. 結果概要について

(参考) 調整終了後の結果 (1/2)

<月別作業可能量と作業停止量の関係 (ブロック1：九州以外)>



## 2. 2022年度の実施状況の振り返り

### ②問い合わせ対応および事業者ヒアリング

- 容量停止計画の調整業務実施期間中に多くの問い合わせを頂いた。(250件超)
- 実施後に事業者ヒアリングを行い、改善に資するご意見を頂いた。(100件超)

#### <主なご意見>

- スケジュール : 調整期間のステップ1の期間を延長してほしい  
ステップ4の実施時期について年末を回避すべき
  - 情報提示 : 減額算定方法の具体例を提示してほしい  
調整不調電源の判定基準が各ステップごとに異なっているためわかりにくい
  - 容量市場システム : 日々の供給信頼度公表(13時頃)からシステム利用終了時間(15時)までが短く当日に計画変更の対応が難しい
  - 計画提出 : 容量停止計画登録時のCSVファイルの作成・提出に多大な労力を要する
  - やむを得ない理由 : やむを得ない理由の具体例に関する情報が少ない
- 容量停止計画の調整業務の問合せ等のご意見や、事業者ヒアリングのご意見を踏まえつつ、**2023年度に実施する容量停止計画の調整業務の運用**について検討を行っている。
  - ついては、次頁以降で事例をご紹介します。

### 3. 2023年度に実施する容量停止計画の調整業務について

#### ①調整ステップのスケジュールの変更

- 「調整期間のステップ1の期間延長、ステップ4の年末時期の回避」など、期間設定のご意見も踏まえつつ、**ステップの期間設定について運用状況を踏まえた変更**を行い、調整を行う期間のうち11月～12月のステップ1～4のスケジュール変更について、現在意見募集を行っている。
- また、供給計画の提出時期を考慮し、**容量停止計画の調整期間（11月～12月）の設定については昨年度どおり**としている。
- ついては、ステップ1と4の期間の変更により、ステップ2と3は1週間ずつ短縮となるが、ステップ2については、昨年度も2週間で実施したことや、ステップ3については変更可能な電源数が絞られている段階であることから、**ステップ1と4の期間延長**を行う形としている。

		2022年度	意見募集中の案	期間の差
STEP1	全ての電源が時期の変更を可能とする。	11月第1週～11月第2週 (2週間)	11月第1週～11月第3週 (3週間)	+ 1週間
STEP2	全ての電源が時期の変更を可能とする。 ただし、供給信頼度に影響を与える月への変更は不可とする。	11月第3週～12月第1週 (3週間)	11月第4週～12月第1週 (2週間)	▲ 1週間
STEP3	原則、調整不調となっている電源が時期の変更を可能とする。ただし、供給信頼度に影響を与える月への変更は不可とする。	12月第2週～12月第4週 (3週間)	12月第2週～12月第3週 (2週間)	▲ 1週間
STEP4	供給信頼度に影響がある場合のみ個別調整	12月第5週 (1週間)	12月第4週～12月第5週 (2週間)	+ 1週間

### 3. 2023年度の進め方について

#### ②調整不調電源の判定基準について

- 昨年度は、**ステップ1**では調整対象電源が多いため、容量提供事業者が調整実施量を判断しやすいことを考慮し、各月の調達量から必要供給力を指し引いた「**作業可能量**」を**調整不調電源の判定基準**として設定していた。
- 今回、「調整不調電源の判定基準のステップ毎の統一化」など、運用業務のわかりやすさのご意見も踏まえつつ、事業者の実務において判断のしやすさの観点から、全ステップ共通で「**供給信頼度（EUE）評価**」を**調整不調電源の判定基準**とする形で意見募集を行っており、今後説明会も予定している。
- なお、調整実施量を判断しやすいように、**ステップ1の「作業可能量」は、参考情報として情報提供を**継続することも検討している。

	調整不調電源の判定基準	
	2022年度	意見募集中の案
STEP1	作業可能量	供給信頼度 (EUE)
STEP2以降	供給信頼度 (EUE)	供給信頼度 (EUE)

### 3. 容量停止計画の調整 STEP 1 の調整について

14

第39回容量市場の在り方等に関する検討会資料より

- STEP1では、最初のSTEPのため調整対象電源が多いことから、容量提供事業者が調整実施を判断しやすいように、各月の調達量から必要供給力を差し引いた容量を基準として提示し、調整を行う。
- STEP1終了時点で、基準を満たすエリアや月に行う容量停止計画は、調整不調電源の対象外として登録する。

- 期間：11月第1週～第2週 (P)
- 概要：全電源が自由に計画変更可能
- 進め方：容量提供事業者が自らの容量停止計画を調整することを基本としているため、すべての電源が自由に動くことが可能 (制限なし)  
事業者は広域機関が提示する情報を基に調整を行う  
広域機関はSTEP1終了時点で条件※を満たす電源を調整不調電源の対象外とする

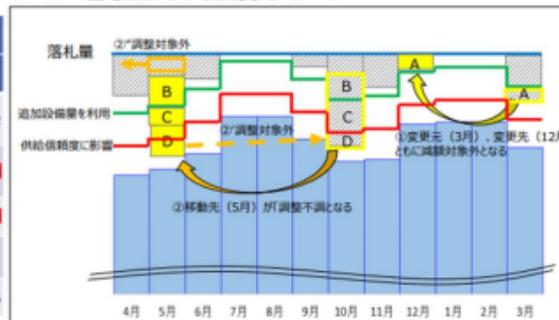
第30回容量市場の在り方等に関する検討会資料より

※追加設備量を利用していないおよび供給信頼度に影響を与えていないこと

#### <提示情報>

エリア	4月			5月			3月		
	作業停止可能量	作業停止量	EUE	作業停止可能量	作業停止量	EUE	作業停止可能量	作業停止量	EUE
A	130万~150万kW	50万kW	0.001	150万~200万kW	180万kW	0.001	150万~200万kW	50万kW	0.002
B	50万~60万kW	80万kW	0.001	70万~100万kW	60万kW	0.002	70万~100万kW	40万kW	0.005
C	20万~50万kW	10万kW	0.002	50万~70万kW	50万kW	0.01	50万~70万kW	100万kW	0.005
D	30万~40万kW	45万kW	0.006	40万~50万kW	50万kW	0.0059	40万~50万kW	10万kW	0.006

#### STEP1：全電源が自由に計画変更のイメージ



#### (変更例)

- ①調整不調月の電源A (3月) は対象外の12月に変更すると、3月の調整不調が解消される。
  - ②調整不調月の電源B,C,D (10月) が一斉に対象外の5月に変更したことにより、5月が調整不調の月となるものの、変更は可能。
- 例えば、②Dが当初の10月に戻る、②B,C,D以外の電源が他の月に変更すると5月の調整不調が解消される。

### 3. 容量停止計画の調整 STEP 2 の調整について

15

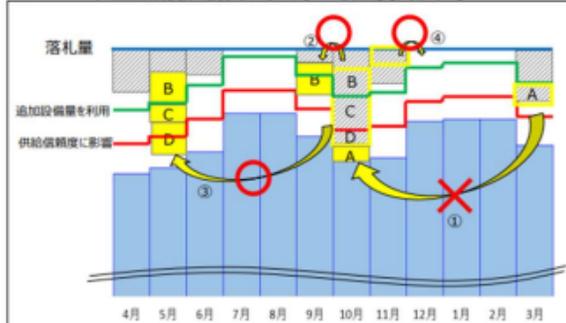
第39回容量市場の在り方等に関する検討会資料より

- STEP2では、全ての電源を対象に変更は可能としつつ、より厳密に見ていくため、EUE評価を基準とし、供給信頼度に影響を与える月への計画変更は不可とすることで、調整対象を収束させていく。
- STEP2終了時点で、基準を満たすエリアや月に行う容量停止計画は、調整不調電源の対象外として登録する。

- 期間：11月第3週～12月第1週 (P)
- 概要：提示情報において、供給信頼度に影響を与える月への計画変更は不可
- 進め方：供給信頼度に影響を与える月の計画停止容量が現状より増加しないようにする  
STEP1同様の情報を提示する  
STEP2の期中および終了時点で条件※を満たす電源を調整不調電源の対象外とする

※追加設備量を利用していないおよび供給信頼度に影響を与えていないこと

STEP 2：供給信頼度が確保されない月への計画変更は不可

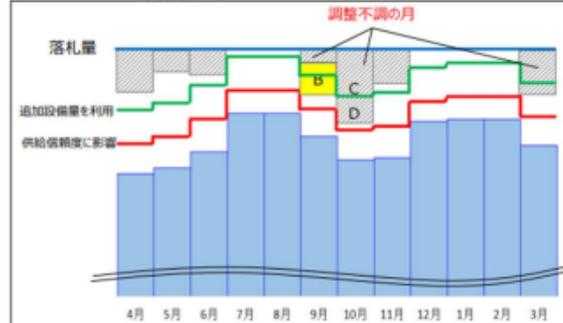


(変更例)

- 調整不調月の電源A (3月) が10月に移動することは認めない。
- 調整不調月の電源B (10月) が対象外の9月へ変更すると、9月は調整不調 (追加設備量を利用) となるものの、供給信頼度には影響がないため変更可能。
- 調整不調月の電源B,C,D (10月) が一斉に対象外の5月へ変更し、5月が調整不調 (供給信頼度に影響) となるものの、変更可能。
- 調整不調電源の対象外とされた電源が変更することも可能。

ただし、変更した場合は、再度変更先で条件を満たさなければ、調整不調電源の対象外とされない。

STEP 2：Bのみ移動後のイメージ



- 9月は追加設備量を利用しているため、減額対象であるものの、供給信頼度に影響を与える状況は改善される。減額にならないためには、他の月へ変更する必要がある。
- STEP2終了時点で上記の場合、9月、10月、3月に作業を予定している計画以外の電源を調整不調電源の対象外とする。

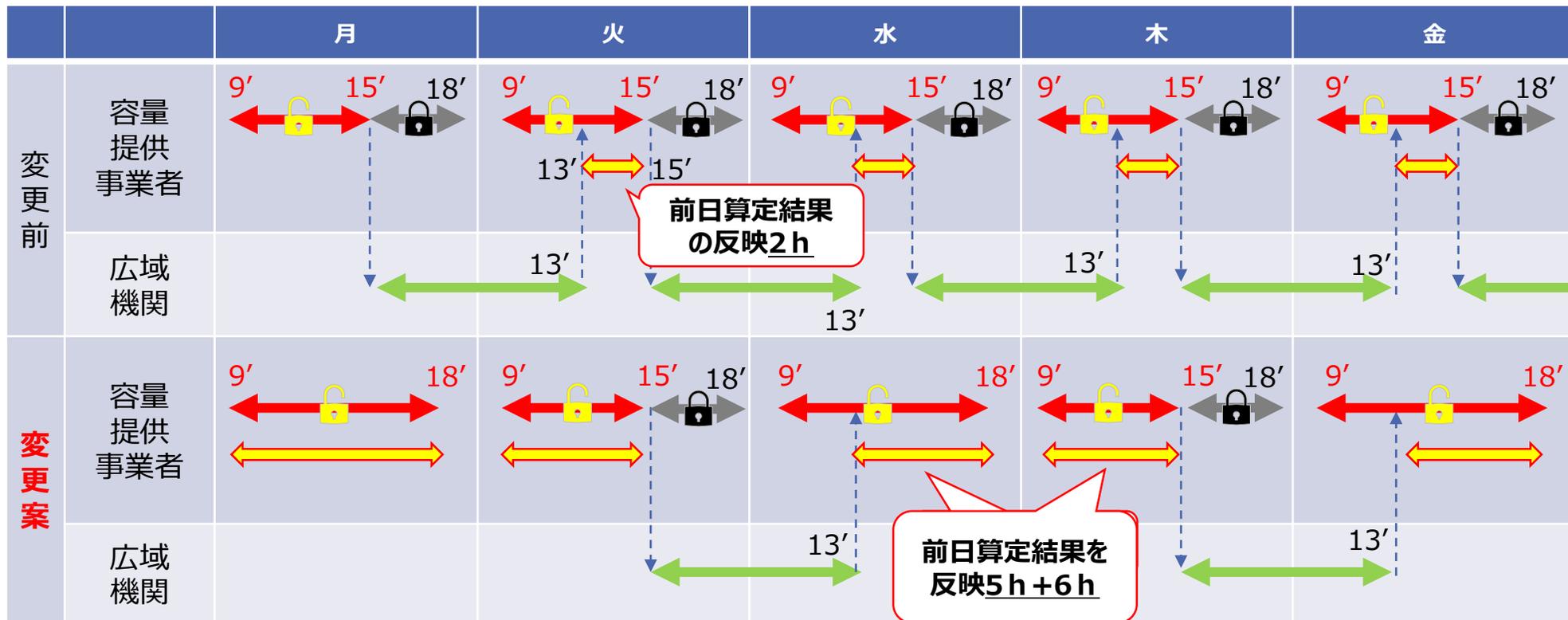
第30回容量市場の在り方等に関する検討会資料より

### 3. 2023年度の進め方について

#### ③供給信頼度の情報提供のタイミング、システムの利用時間の確保

- 「システム利用時間の延長」や、「日々の供給信頼度公表（13時頃）以降の利用時間の確保」など、システム利用のご意見を踏まえつつ、**供給信頼度の算定の情報提供のタイミング**や、**システム利用が可能な時間帯について変更**する運用の検討を行っており、今後説明会を予定している。
- 具体的には、**情報提供を行うタイミングを週2回（火・木）**にすることで、他の曜日のシステム利用が可能な時間帯について延長を図ることを予定している。

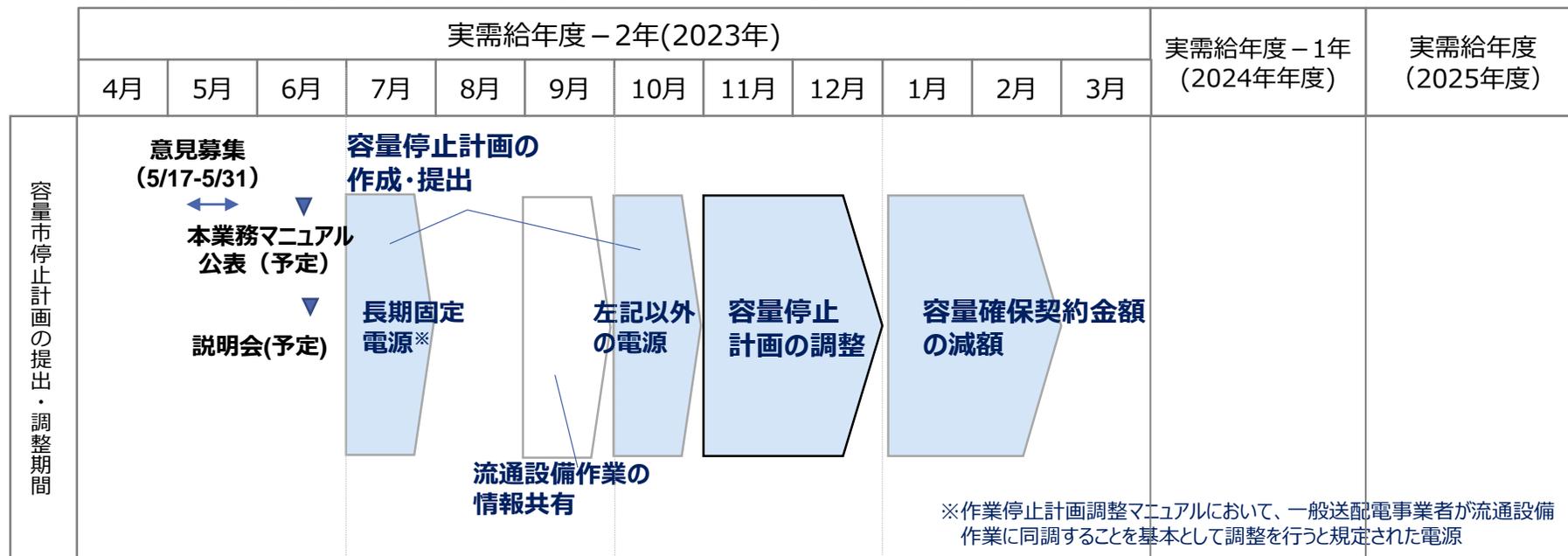
<イメージ（月～金が平日の場合）>





- 本年度は、2021年度のメインオークションで約定した電源（対象実需給年度：2025年度）を対象として、容量停止計画の調整業務を予定している。
- 実施スケジュールについては、2022年度と同様に、**計画作成や提出を7月より開始し、容量停止調整については11～12月に行う**ことを予定している。今回は2回目の取り組みとなるが、**事業者向け説明会や説明会資料による解説**など、情報提供をしっかりと行いながら準備を進めていく。

<容量停止計画の調整業務に係る実需給2年前のスケジュール（2023年度）>



- |              |                     |                |
|--------------|---------------------|----------------|
| ○容量停止計画の提出   | … 容量停止計画の作成、提出      | (2023年 7月、10月) |
| ○容量停止計画の調整   | … 容量停止計画の調整         | (2023年11月～12月) |
| ○容量確保契約金額の減額 | … 調整に応じられない理由の提出・審査 | (2024年 1月～2月)  |